

平成30年 8月17日

業務における若手技術者の登用を促す方式「若手技術者登用促進型」の試行について(お知らせ)

九州地方整備局港湾空港部におきましては、業務における若手技術者の管理技術者への登用を促すため、管理技術者に若手技術者を配置する場合は、業務経験の多い「技術指導者」を配置することができる「若手技術者登用促進型」を平成30年9月1日以降に公告する案件より試行することとしましたので、その旨、お知らせ致します。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別業務に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応致しますので、その旨、申し添え致します。

(問い合わせ先)

国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

TEL:092-418-3354(直通)

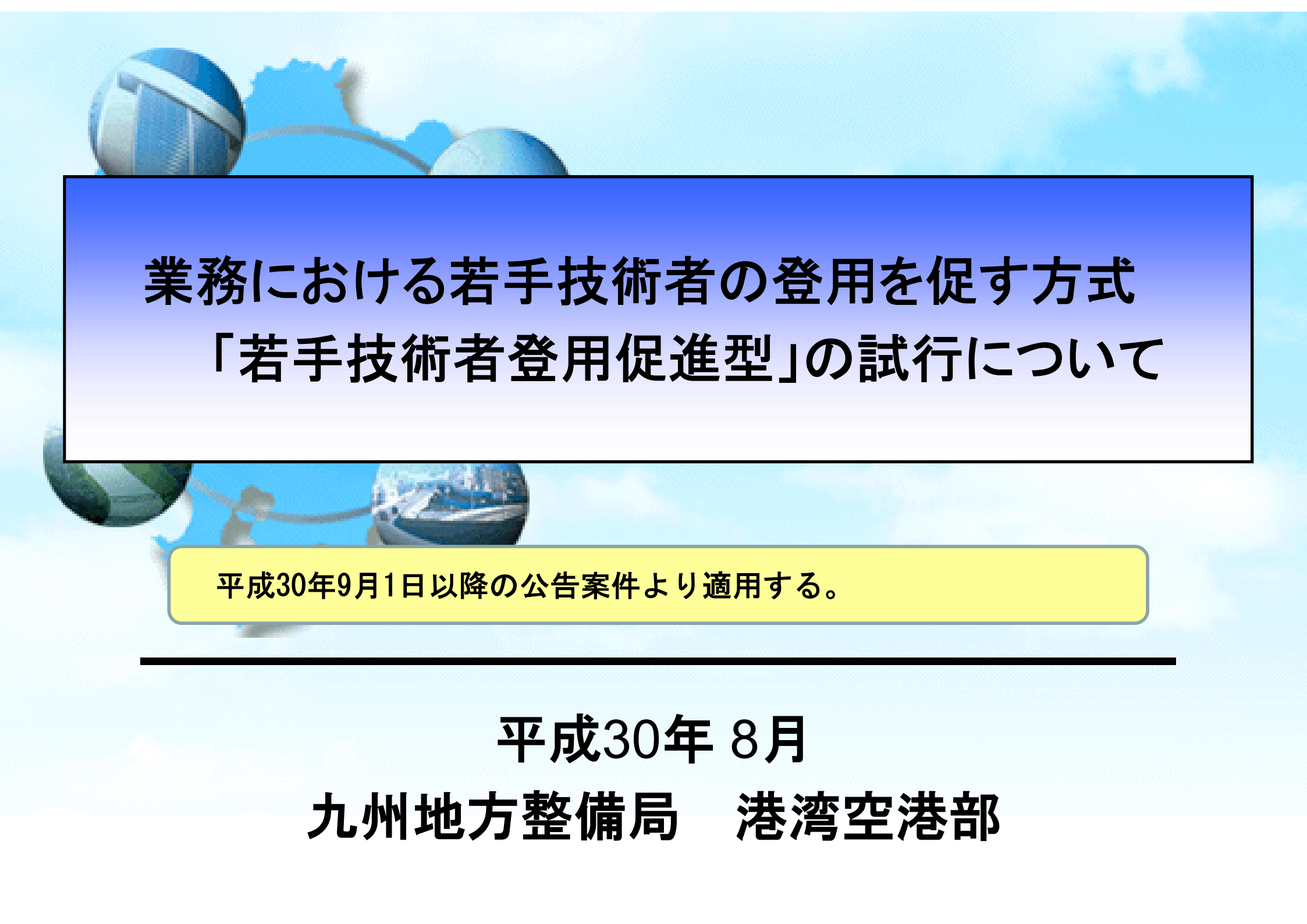
FAX:092-418-3050

品質確保室長

ヤソシマ ヨシヒロ
八十島 義浩(内線410)

品質確保室課長補佐

ハシモト ジュンジ
橋本 順二(内線411)



**業務における若手技術者の登用を促す方式
「若手技術者登用促進型」の試行について**

平成30年9月1日以降の公告案件より適用する。

平成30年 8月
九州地方整備局 港湾空港部

若手技術者の登用を促す方式「若手技術者登用促進型」の試行

業務における若手技術者の活躍に向け、管理技術者に若手技術者を配置する場合は、業務経験の多い「技術指導者」(非専任)を配置することができる『若手技術者登用促進型』を試行することにより、若手技術者の管理技術者への登用を促す。(平成30年9月1日以降の公告案件より適用する)

◆対象業務

測量・調査、建設コンサルタント等の総合評価落札方式およびプロポーザル方式

※原則、全ての業務を対象とする。

◆評価方法

技術指導者を配置する場合は、業務実績・成績評定等の評価対象を、若手管理技術者ではなく、技術指導者とする。

ただし、若手技術者の配置は入札時の参加要件とはしない。

[参加要件および評価項目]

参加要件 ／ 評価	評価項目	技術指導者を 配置しない場合	技術指導者を 配置する場合	
		管理技術者	若手管理技術者	技術指導者
競争参加要件	資格	○	○	○
	同種・類似業務の実績	○		○
総合評価	資格	○	○	
	同種・類似業務の実績	○		○
	成績評定	○		○
	表彰実績	○		○

若手技術者の登用を促す方式「若手技術者登用促進型」の試行

◆技術指導者を配置する場合の要件

①技術指導者

- ・配置予定管理技術者に求める資格を有すること。
- ・同種・類似業務の実績を有すること。
- ・定期的に配置予定管理技術者の指導を行うこと。(1回／週程度)
- ・発注者を行う全ての協議、報告、打合せに出席すること。

②若手管理技術者

- ・業務の公告が含まれる年度の4月1日時点において、満40歳未満の者であること。
- ・配置予定管理技術者に求める資格を有すること。同種・類似業務の実績は要件としない。

◆技術提案書のヒアリングについて

以下のいずれかでも可とする。

- ・若手管理技術者単独の出席
- ・若手管理技術者と技術指導者両方の出席

◆テクリス登録について

技術指導者は、「担当技術者」としてテクリス登録すること。

◆その他

若手技術者の配置を加点評価する「若手技術者評価型」の試行は取り止める。